

指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ)
令和2年度評価報告書(基本評価シート)(案)及び
令和3年度実施計画書(案)について

令和2年度イノシシ評価報告書(基本評価シート)(案)・・・p5～21
令和3年度イノシシ実施計画書(案)・・・p23～30

令和3年8月

宮城県環境生活部自然保護課

指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ，ニホンジカ）令和2年度評価報告書（基本評価シート）（案）及び令和3年度実施計画書（案）について

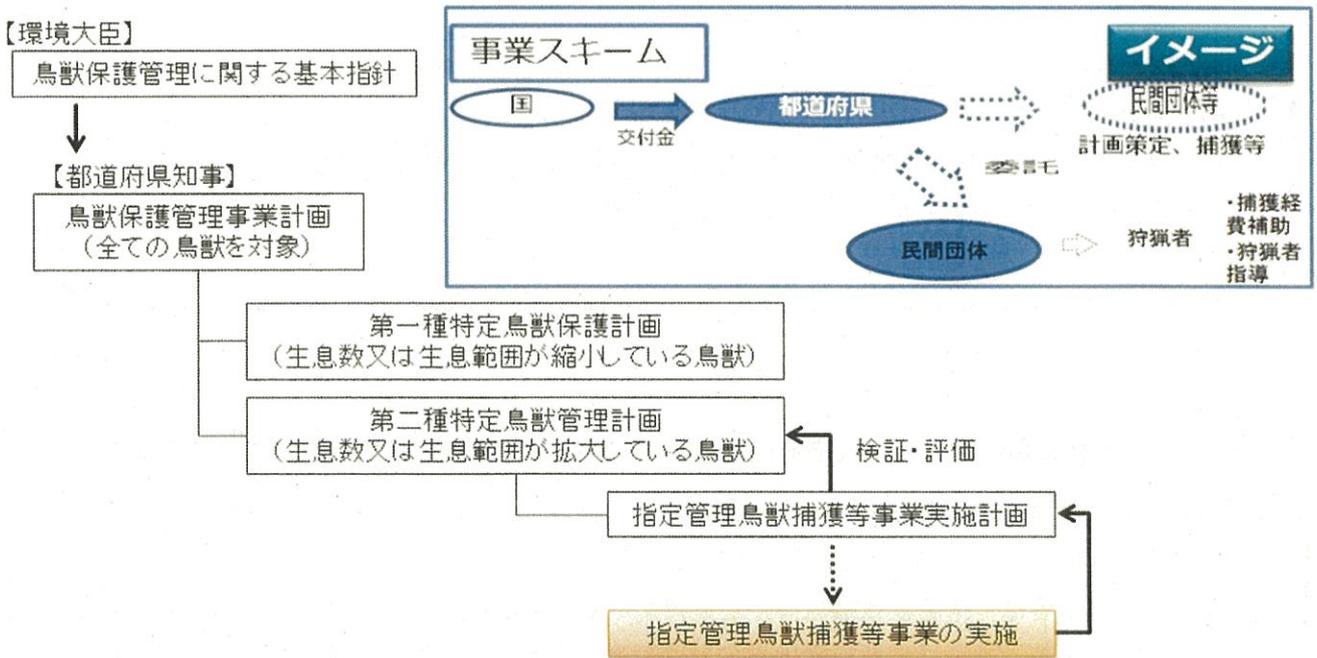
1 指定管理鳥獣捕獲等事業について

平成26年通常国会で，鳥獣保護法から鳥獣保護管理法への改正により創設された制度で，集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして，環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について，都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとなった。

現在，指定管理鳥獣はニホンジカ及びイノシシが指定されている。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県は，捕獲等事業の内容を具体的にまとめた指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定し，この計画に基づいて捕獲等事業を行う。

【事業の概要】



【捕獲の枠組み】

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			指定管理鳥獣捕獲等事業
		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理(有害捕獲)	鳥獣の管理(個体数調整)	
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の 狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

実施計画に係る関係法令（抜粋）

【鳥獣保護管理法（抜粋）】

（指定管理鳥獣捕獲等事業）

第十四条の二 都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画において第七条の二第二項第五号に掲げる事項を定めた場合において、当該第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとするときは、指定管理鳥獣の種類ごとに、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を定めるものとする。

（中略）

4 第四条第五項及び第七条第五項から第七項までの規定は、実施計画について準用する。
この場合において、同条第六項中「第二項第三号に規定する区域」とあるのは、「第十四条の二第二項第三号に規定する実施区域」と読み替えるものとする。

（第一種特定鳥獣保護計画）

第七条

5 都道府県知事は、第一種特定鳥獣保護計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴かなければならない。

評価報告に係る関係法令（抜粋）

【指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱（抜粋）】

7 事業の評価

（1）都道府県等は、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業が終了したときには、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画又は広域捕獲計画の目標の達成度や効果、妥当性等について評価、検証を行い、評価の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴いた上で指定管理鳥獣捕獲等事業の評価報告書を作成すること。報告書は、環境省自然環境局長が別に定めるところにより、翌年度6月30日までに環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室及び地方環境事務所等に1部ずつ提出すること。

なお、評価報告書を期限内に提出できないと見込まれる場合は、その理由及び提出予定時期等を書面にて環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室に報告の上、その指示を受けるものとする。

（2）事業評価を行った都道府県等は、その結果を公表するものとする

別添1

基本評価シート

様式

(イノシシ)

(宮城県環境生活部自然保護課)

基本評価シート（イノシシ）

1. 事業の基本情報

事業名（※1）	宮城県ニホンジカ・イノシシ生息状況等調査業務		
	宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシ）捕獲業務		
都道府県名	宮城県	担当者部・係名	自然保護課 野生生物保護班
担当者名	水田	担当者連絡先	022-211-2673
捕獲実施事業者	一般社団法人宮城県猟友会 (認定を受けている)	予算額（※2）	144,893,000円
		予算額の内捕獲に要する経費（※3）	114,840,000円

（※1） 交付金を用いて実施した事業名を記入。複数ある場合は、事業件名ごとに記入。

（※2） 予算額は、交付金の対象となる指定管理鳥獣捕獲等事業の全体予算を記入する。

（※3） 予算額の内、捕獲に要する経費は、平成28年度から適用される交付金所要額調書様式1-2「2指定管理鳥獣の捕獲等」の内訳を記入。その他にも、捕獲に要する経費がある場合は、別途加算する。

○令和2年度における生息等の状況及びこれまでの個体群管理の取組み

〈指定管理鳥獣捕獲等事業の実績〉

地区名	事業目標 (目標頭数などの数値目標)	実施結果	
		捕獲頭数	目標達成率
県央・県南区域	3,300頭	2,873頭	87%
県北区域	300頭	321頭	107%
合計	3,600頭	3,194頭	89%

〈生息等の状況及びその他の捕獲実績〉

推定生息頭数	特定計画管理目標	目標生息頭数
32,462頭（令和元年度末）	捕獲数5,600頭/年	14,300頭（令和5年度末）
狩猟捕獲数	許可捕獲(有害)	許可捕獲（個体数調整）
1,175頭	8,468頭	0頭

○これまでの個体群管理の取組み（都道府県単独事業）

平成23年度から平成26年度まで県北地域を対象に県による個体数調整を実施。

2. 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業の実施概要

項目	概要
事業背景・目的	<p>記述欄： イノシシによる生活環境、農林業又は生態系に対する被害の動向、本県内におけるイノシシの捕獲数及び生息数の動向、生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するため必要に応じて、既存の個体群管理のための事業に加え、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。</p> <p>※特定計画の中での指定管理鳥獣捕獲等事業の位置づけも記載する。</p> <p>【選択欄】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特定計画の管理目標に不足する捕獲数を高密度地域で上乘せした。 <input checked="" type="checkbox"/> 分布拡大防止を目的として生息域の外縁で捕獲を実施した。 <input type="checkbox"/> 効果的な捕獲手法の開発を行なった。 ※事業実施目的に最も近いものを1つ選択。</p>
人材育成の観点	<p><input type="checkbox"/> 人材を育成するための配慮、取組がなされている。</p>
実施期間	<p>令和2年9月1日から令和3年3月19日まで (うち捕獲実施期間、令和2年11月1日から令和3年2月28日まで)</p>
実施区域	<p>県央・県南区域：以前から被害が深刻で継続的に捕獲や防除対策をしてきた区域である。 県北区域：ここ数年で出没や被害が急激に増加した区域である。</p> <p>※1：実施区域の特徴も記入 ※2：事業計画の地図がある場合は、図面を添付</p>
関係機関との協力	<p>事業区域の市町村等に対し、業務の協力依頼を行った。</p>
事業の捕獲目標	<p>(89%達成) = (3,194頭 実績値) / (3,600頭 目標値)</p>
捕獲手法	<p>【銃猟】</p> <p><input type="checkbox"/> 誘引狙撃 <input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り <input type="checkbox"/> 忍び猟 <input type="checkbox"/> モバイルカリング <input type="checkbox"/> 夜間銃猟 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>【わな猟】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> くくりわな <input checked="" type="checkbox"/> 箱わな <input type="checkbox"/> 囲いわな <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※1：各種猟法の定義は9ページ参照、※2：複数チェック可</p>
捕獲個体の確認方法	<p><input checked="" type="checkbox"/> 個体の身体の一部(耳、尾など) <input checked="" type="checkbox"/> 写真(詳細を記載：個体番号を付けて撮影) <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>※複数チェック可。</p>
捕獲個体の処分	<p>捕獲個体の処分について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 全て焼却又は埋設を行っている。 <input type="checkbox"/> 一部、食肉等への活用を行っている。 <input type="checkbox"/> 一部、放置を認めている。</p> <p>※複数チェック可</p>
環境への影響の配慮	<p>わなによる錯誤捕獲について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の情報を収集している。 <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の実態は不明である。</p> <p>わなによる錯誤捕獲の未然防止について</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策をしている。 (内容：くくりわなの輪の直径を12センチメートル以内とし、かつワイヤーの直径が4ミリメートル以上、締め付け防止金具及びよりもどしを設置) <input type="checkbox"/> 錯誤捕獲の防止対策はしていない。</p>

	鳥類の鉛中毒等について <input checked="" type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例がない。 <input type="checkbox"/> 鳥類の鉛中毒症例が確認されている。
	鉛製銃弾について <input type="checkbox"/> 全て鉛製銃弾を使用している。 <input checked="" type="checkbox"/> 一部、非鉛製銃弾を使用している。 <input type="checkbox"/> 全て非鉛製銃弾を使用している。
安全管理の体制	安全管理規程を有しており、安全管理の体制は申し分ない。
捕獲従事者の体制	【雇用体制】 捕獲従事者数： 人 (内訳) 正規雇用者： 人、期間雇用者： 人 日当制： 人

3. 令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業の評価

○指定管理鳥獣捕獲等事業の達成状況の評価について

1. 捕獲に関する評価及び改善点*	
【目標達成】	評価： 目標達成率は全体で89%となり目標を達成することができなかった。区域別の捕獲実績では県北区域で目標300頭に対し捕獲実績321頭、達成率107%で目標を達成したが、県央・県南区域で目標3,000頭に対し捕獲実績2,878頭、達成率87%となり目標を下回った。
	改善点： 比較的低密度と考えられていた県北区域では前年度に続き目標を超える捕獲実績があることから、今後はこの区域の目標を大きく設定する必要がある。
【実施期間】	評価： 捕獲目標頭数に達するための十分な実施期間を設定することができた。
	改善点： 引き続き各区域の捕獲実績等から効果的・効率的な捕獲実施期間の設定を行う。
【実施区域】	評価： 高密度地域での捕獲の上積みという目標については高密度生息域を網羅しており充分であったが、生息拡大抑制という目的については、年々タイノシシの生息域が拡大していることから、毎年事情に合わせて対象区域の検討をする必要がある。
	改善点： 捕獲事業以外の捕獲実績や被害状況を参考に事業対象区域の見直しを行っていく。
【捕獲手法】	評価： 生息密度や環境が異なる各地域の状況に合わせ、地域ごとに適切な猟法を選択することができた。
	改善点： 引き続き生息状況や環境の変化等に合わせ、効率的な捕獲手法を選択する。

2. 体制整備に関する評価及び改善点	
【実施体制】	評価： 十分な捕獲従事者を配置することができた。
	改善点： 引き続き適切な実施体制が整えられるよう指導する。
【個体処分】	評価： 適切に埋設等実施された。
	改善点： 引き続き適切な個体処分に努めるよう指導する。
【環境配慮】	評価： 特に外部からの問い合わせは無かった。
	改善点： 引き続き環境配慮に努めた事業実施を指導する。
【安全管理】	評価： 実施計画に基づいた事故防止対策の徹底を図ったものの、物損事故が1件発生した。
	改善点： 引き続き安全管理を徹底して事業を実施する。
3. その他の事項に関する評価及び改善点	
<p>本事業では錯誤捕獲等にかかる情報を収集していなかったが、令和2年度から錯誤捕獲に関する情報を記入する様式を追加した。その結果、令和2年度の捕獲期間中に27件の錯誤捕獲が発生した。引き続き、錯誤捕獲時の記録や事業後のアンケートなどで実態把握に努める。</p> <p>また、前年度と同様に作業日報および出猟カレンダーの記入に不備が散見された。特に銃猟はグループで出猟した際に複数人が記入するため、記入ミスや記入漏れが多い。そのためグループ単位での記入にするなど記入様式を変更する必要がある。</p>	
4. 全体評価	
<p>捕獲目標達成率は89%で目標を達成することができなかった。特に県央・県南区域が目標に対して87%と下回った。県北区域は前年度に続き目標頭数を上回る捕獲実績があることから、捕獲効率や目撃効率などの密度指標からイノシシの生息状況を把握し、状況に応じて目標頭数の配分の見直しが必要である。</p>	

※「改善点」の欄には、評価結果を次期の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画にどう反映するか等について記入する。

○第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する、本事業の寄与状況について

本事業の実施により、第二種特定鳥獣管理計画の捕獲頭数の目標に上積みすることができた。生息域拡大防止に寄与したと考えられる。

4. 必須となる記録項目

(1) データの整備状況

ア) 基礎となる記録項目の整備状況

指定管理鳥獣捕獲等事業において整備している情報の項目にチェックをつける。

項目	整備状況	備考
①捕獲数・目撃数・捕獲努力量等の位置情報	<input type="checkbox"/> 行政区域（都道府県・市町村）ごと <input type="checkbox"/> 事業区域ごと <input checked="" type="checkbox"/> 5 km メッシュ <input type="checkbox"/> 1 km メッシュ <input type="checkbox"/> 捕獲地点（緯度経度） <input type="checkbox"/> 捕獲等に関する位置を記録していない	
②捕獲数	<input checked="" type="checkbox"/> 捕獲した個体の総数 <input checked="" type="checkbox"/> 雌雄の別 <input checked="" type="checkbox"/> 幼獣・成獣の別 <input checked="" type="checkbox"/> その他捕獲した個体に関する情報 （ 体重, 体長, 体高 ）	
③目撃数	<input checked="" type="checkbox"/> 作業の従事者が目撃した個体の総数	
④捕獲努力量	<input checked="" type="checkbox"/> 銃猟：のべ作業人日数* <input checked="" type="checkbox"/> わな猟：わな稼働日数 （わな稼働日数＝わな基数×稼働日数）	

*のべ作業人日：捕獲作業期間中に捕獲に従事した作業人数の合計。事前調査や下見に費やした作業の人日数は除く。

イ) 捕獲に関する概況地図の作成の可否

	作成できる概況図（地図）*についてチェック
捕獲位置の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> 捕獲位置の地図を作成できない
CPUE の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> CPUE の地図を作成できない
SPUE の地図	<input checked="" type="checkbox"/> 5 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 1 kmメッシュ地図 <input type="checkbox"/> 地点（緯度経度）地図 <input type="checkbox"/> SPUE の地図を作成できない
概況図を作成する上での課題	出猟カレンダーや日報の書き方に個人差や不備が散見され、データの整合が図れない。また、目撃数の記載方法がグループによって異なるので、改善が必要である。

*概況図は原則として添付する。添付できない場合は「作成できない」をチェックする。

(2) 実施結果 (必須となる記録項目)

ア) 捕獲努力量に関する事項

①銃器による捕獲

外業の人日数総数^{※1}: 1,280 人日

事前調査人日数概数^{※2}: 不明 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 1,280 人日

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (銃猟) のべ人日数 (1日に複数の罠に出役 した場合はそれぞれ1日 とする)	1,280人日	837人日	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

②わなによる捕獲

外業の人日数総数^{※1}: 不明 人日

事前調査人日数概数^{※2}: 不明 人日

出猟 (捕獲作業) 人日数: 不明 人日

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
捕獲努力量 (わな猟) わなの稼働総数 (わな基×日数)	276,143 基日	127,910 基日	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:事前調査人日数概数と出猟 (捕獲作業) 人日数の合計

※2:事前調査人日数概数は、捕獲作業直前の下見・調査を含まない。

イ) 捕獲に関する結果

①銃器による捕獲

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
①捕獲数	210頭	111頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②目撃数	418頭	766頭	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
③雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	41.0% (86頭/210頭)	43.2% (48頭/111頭)	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
④幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	41.9% (88頭/210頭)	0% (0頭/111頭)	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(銃器)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	作業人日数 ^{※1}	CPUE ^{※2}	SPUE ^{※3}
<input type="checkbox"/> 誘引狙撃	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 巻き狩り	210頭	1,280人日	0.164頭/人日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	0.327頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 忍び猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> モバイルカリング	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 夜間銃猟	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	人日	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少	頭/人日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1: 作業日数には捕獲を実施していない誘引期間は含まない。

※2: CPUE=捕獲数/のべ人日数

※3: SPUE=目撃数/のべ人日数

※CPUE, SPUE は前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

③わなによる捕獲

項目	令和2年 (事業年度の値)	令和元年 (前年度の値)	増減の傾向
① 捕獲数	2,984頭	966頭	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
②雌雄比 (雌捕獲数/全捕獲数)	48.0% (1,433頭/2,984頭)	49.1% (474頭/966頭)	<input type="checkbox"/> 増加 <input checked="" type="checkbox"/> 減少
③幼獣・成獣比 (幼獣数/全捕獲数)	14.3% (426頭/2,984頭)	0.5% (5頭/966頭)	<input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲手法別(わな)の捕獲実績

捕獲手法	捕獲実績	わな稼働総数 ^{※1}	CPUE ^{※2}
<input checked="" type="checkbox"/> くくりわな	952頭	172,803基日	0.0055頭/基日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input checked="" type="checkbox"/> 箱わな	2,032頭	103,340基日	0.0197頭/基日 <input checked="" type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> 囲いわな	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少
<input type="checkbox"/> その他 ()	頭	基日	頭/基日 <input type="checkbox"/> 増加 <input type="checkbox"/> 減少

※1:わな稼働総数には捕獲を実施していない誘因期間は含まない。

※2:CPUE=捕獲数/わな稼働日数

※CPUE, SPUEは前年度の指定管理鳥獣捕獲等事業と比較して、「増加」「減少」をチェックする。

工) 捕獲個体の適切な処理

処理にかかる人工概数: 不明 人・時間

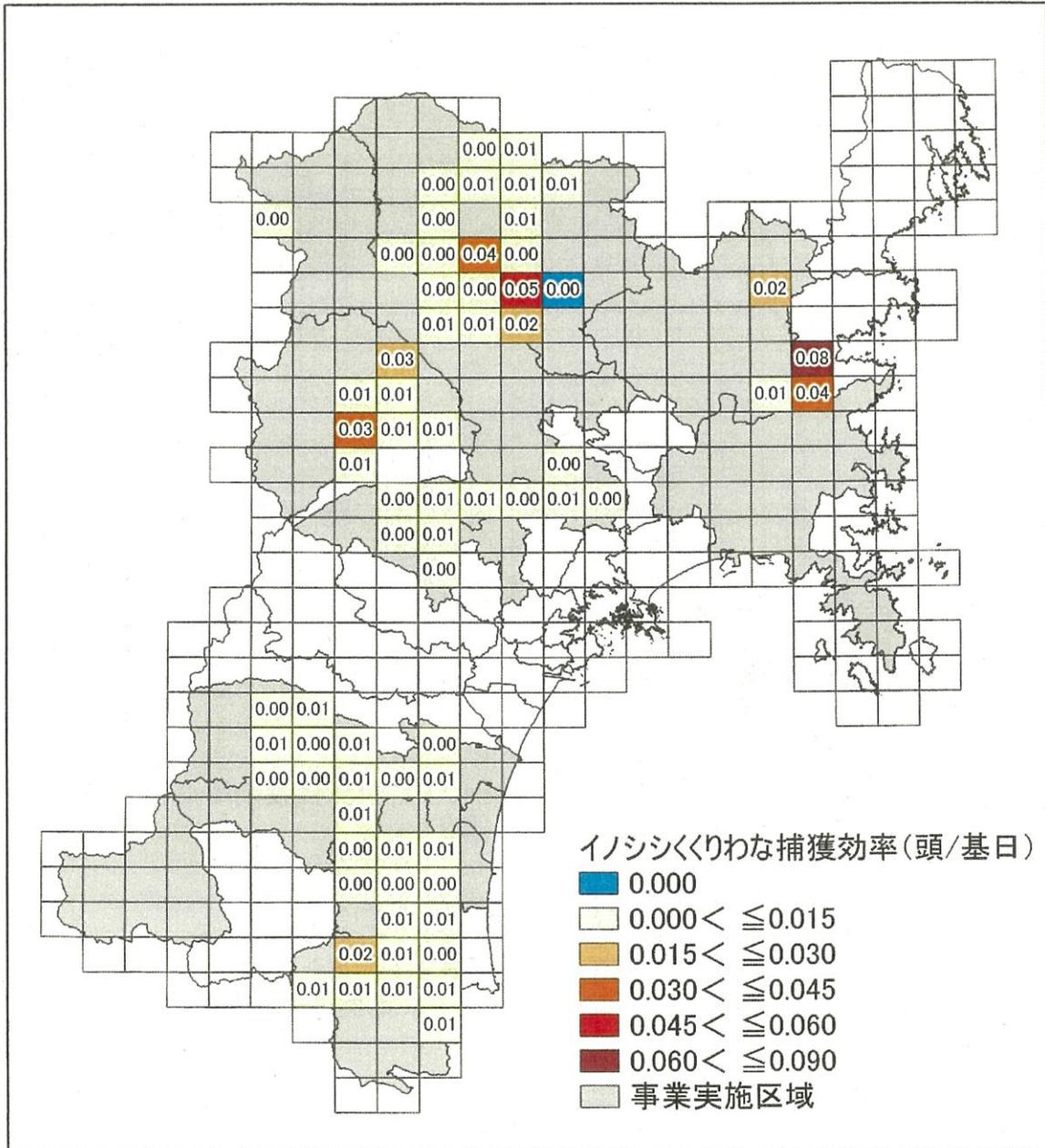
処理した個体のうち、食肉等への活用した個体の数量概数: 0 個体

<p>適正な捕獲が実施されたかを確認する手法</p> <p>通しナンバーを捕獲個体の左側胴体にペンキ等で記入するか、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体とともに写真を撮ったもの。</p>

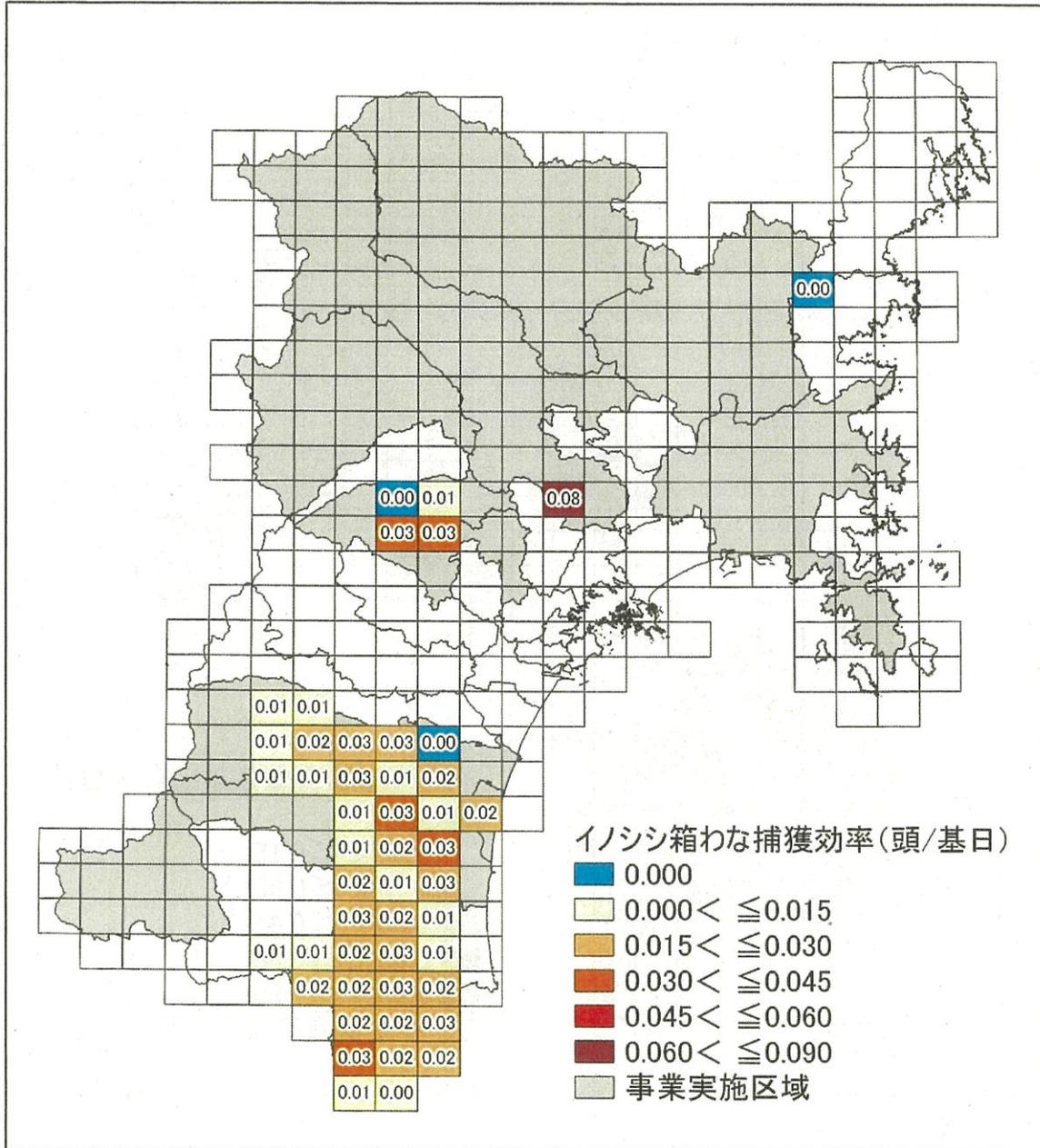
捕獲手法は、地域により様々なものが想定されることから、下記の定義は本評価シートでの暫定的なものです。

誘引狙撃	餌等により、対象種を誘引し、所定の位置から銃器により捕獲等する猟法。
巻き狩り	犬や勢子により追い出した対象種を、所定の位置で待機する射手が銃器で捕獲等する猟法。
忍び猟	単独の射手が徒歩で対象種を追跡して、射撃可能な地点で銃器により捕獲等する猟法。
車両を用いたモバイルカリング	所定の巡回ルートを車両で移動し、射撃可能な位置の対象種を銃器により捕獲等する猟法。
夜間銃猟	法律上必要な手続を全て完了した上で、日出前若しくは日没後において銃器を使用した鳥獣の捕獲等。

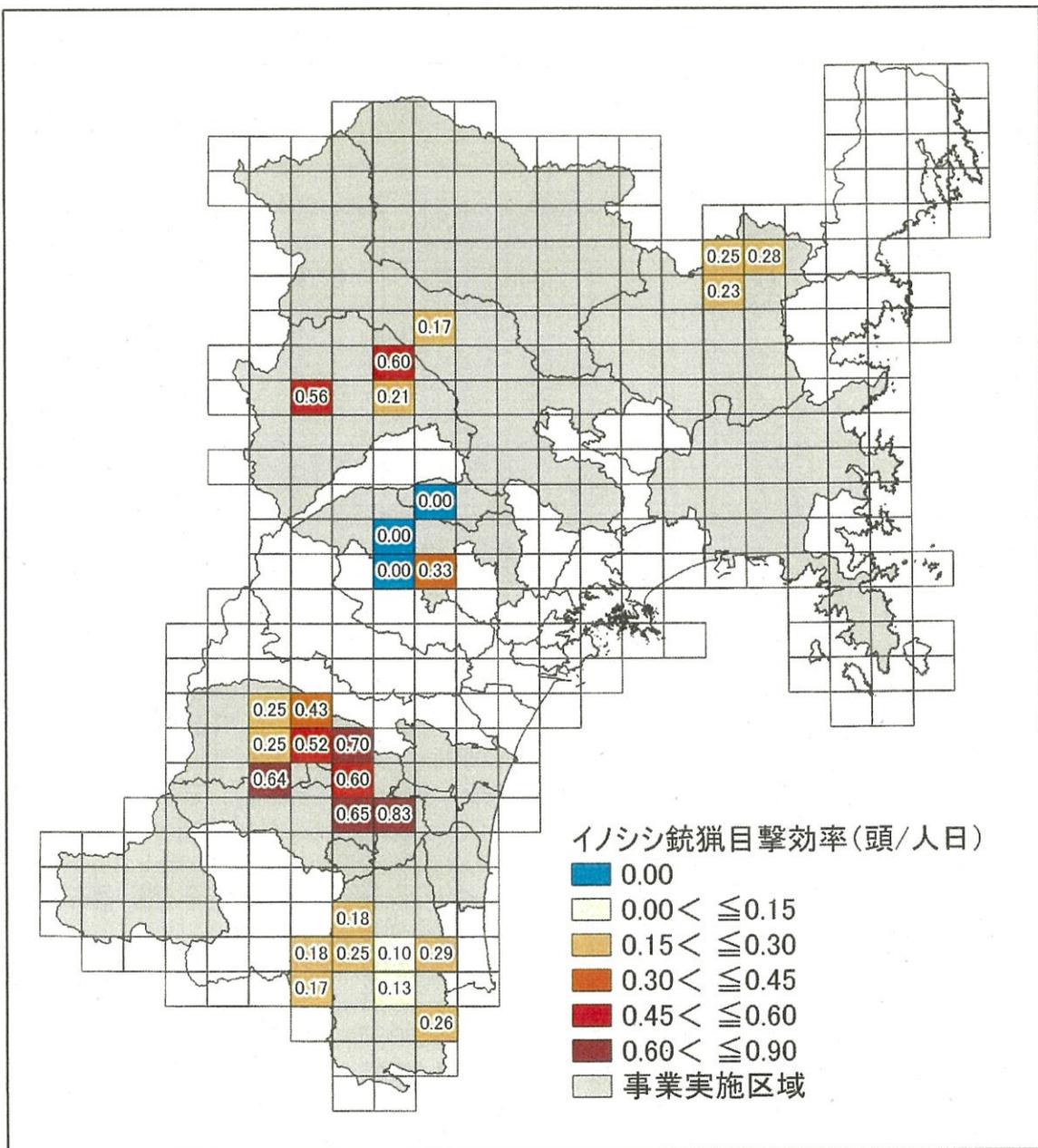
令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）CPUE（くくりわな）
位置図



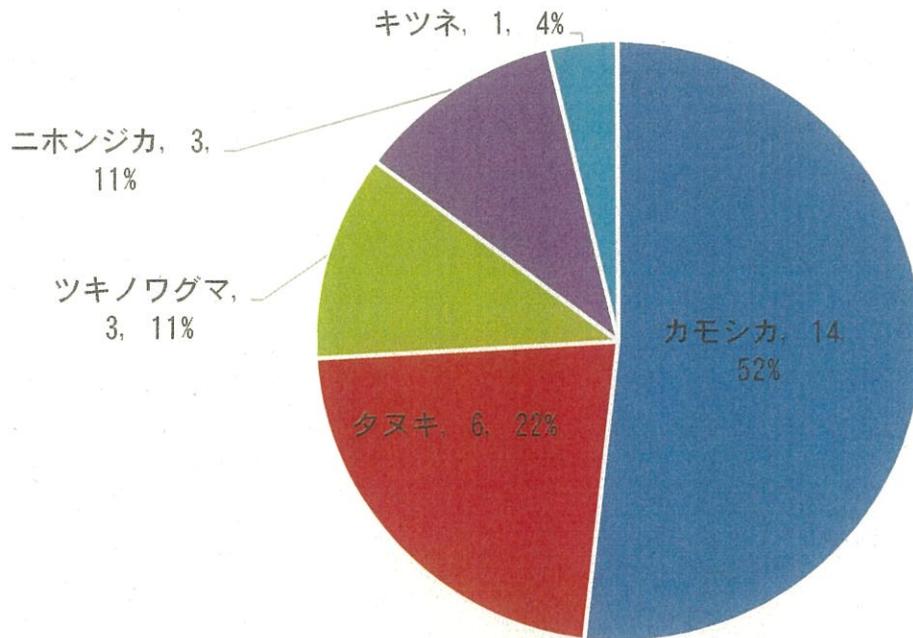
令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）CPUE（箱わな）
位置図



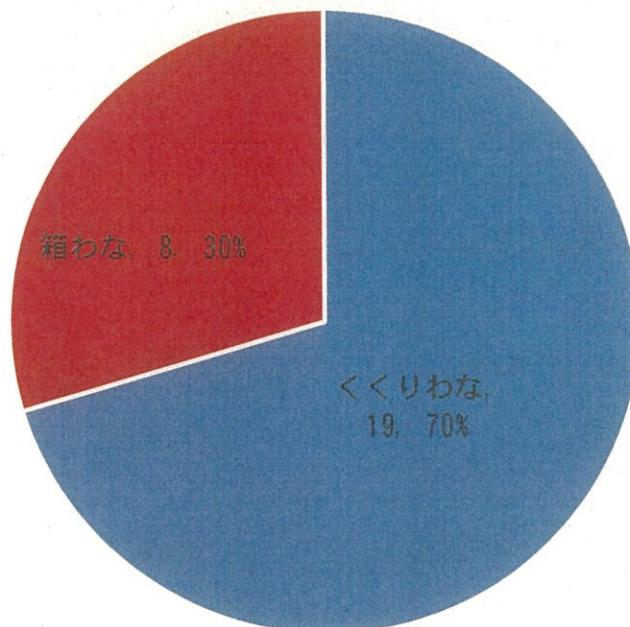
令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ）SPUE 位置図



令和2年度指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲（イノシシ） 錯誤捕獲発生状況



鳥獣種別錯誤捕獲発生状況



猟具別錯誤捕獲発生状況

令和3年度宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（イノシシ）

（令和3年10月1日から令和4年3月18日まで）

1 背景及び目的

本県では、縄文時代の貝塚などからイノシシの遺骸やイノシシを模した動物形土製品が出土されるなど古くはイノシシが県内全域に生息していたと見られるが、明治期に西洋から導入したブタによる豚熱のまん延等によりイノシシは死滅し、長らく生息の空白域とされていた。

1978年（昭和53年）の「自然環境保全基礎調査（環境庁）」では、イノシシの生息域は丸森町を中心とする本県南部が北限とされ、県内における生息域・被害地域も限定的なものであったが、近年は、生息域及び農業被害地域は、県中部から県北部にまで拡大し、農作物（タケノコ、シイタケ等を含む。）に深刻な打撃を与えるようになった。

被害地域では、柵の設置や有害鳥獣捕獲・個体数調整などの防除対策を実施し、被害軽減に努めてきたが、生息数が減少するまでには至っていないと見られ、生息域は県沿岸北部にまで拡大していて、農業被害額も減っていない状況にある。

このため、県ではイノシシを適正に管理することにより、農業被害の軽減や人と野生鳥獣との共存を図ることを目的として、鳥獣保護管理法に基づき平成29年3月に第三期宮城県イノシシ管理計画を策定し、本県のイノシシの生息個体数については、平成26年度に環境省が実施した階層ベイズ法による東北ブロックの推定生息数及び捕獲頭数等から平成23年度期末（平成24年度期首）時点で24,134頭と推定したほか、令和2年度に実施した最新の調査結果では令和元年度末時点でのイノシシ生息数は32,462頭と推定されている。

第三期宮城県イノシシ管理計画では、令和5年度末までに全県で平成23年度期末生息数から約4割減少（約14,300頭まで）させることを努力目標とし、年間の捕獲目標を5,600頭としている。この目標を達成するために、市町村による有害鳥獣捕獲事業等に加え、県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、目標達成に向け取り組んでいく。

また、令和3年6月には本県でも野生イノシシの豚熱感染が確認されたことから、まん延防止を図るためには防疫措置を講じながら捕獲を強化していく必要がある。本事業では、イノシシの生息密度の減少及び生息域の縮小又は拡大防止を目的に捕獲を行うこととする。

（注）第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況（生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等）及び被害状況（農林水産業、生態系、生活環境等）を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

イノシシ (Sus scrofa)

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
県央・県南区域	令和3年10月1日から令和4年3月18日まで (うち、捕獲作業を行う期間： <u>令和3年11月1日から令和4年2月28日まで</u> (4ヶ月間))
県北区域	

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域 (国指定鳥獣保護区を除く)

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
県央・県南区域	角田市, 大河原町, 柴田町, 村田町, 川崎町, 丸森町, <u>仙台市 (青葉区の一部に限る)</u> , 名取市, 岩沼市, 亘理町, 大和町, 大衡村	以前から被害が深刻で継続的に捕獲や防除対策を実施してきた区域である。現状の捕獲圧では被害の減少がみられないため捕獲圧を高める必要がある。	鳥獣保護区, 蔵王国定公園, 県立自然公園 (蔵王高原, 阿武隈溪谷), 国有林, 鳥獣被害防止計画対象地域, 有害捕獲事業実施区域
県北区域	大崎市, 加美町 (<u>宮崎旭地区に限る。</u>), 栗原市, 登米市, <u>南三陸町</u>	ここ数年で出沒や被害が急激に増加した区域である。被害は区域全域に拡大しており, 早急に対策が必要な地域である。	鳥獣保護区, 三陸復興国立公園, 栗駒国定公園, 県立自然公園 (船形連峰, 硯上山万石浦, 気仙沼), 国有林, 鳥獣被害防止計画対象地域, 有害捕獲事業実施区域

(注) 1 実施区域欄には, 実施区域の名称を記載する。

2 住所等欄には, 市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。

3 選定理由欄には, 実施区域の地形, 被害状況, 既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ, 当該地域を選定した理由を記載する。

4 他法令等欄には, 国・都道府県指定鳥獣保護区, 国立・国定公園, 国有林, 鳥獣被害防止特措法に定める被害止計画の対象地域, 国や市町村による捕獲事業の実施区域等, 事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合においては, その名称を記載する。

5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
県央・県南区域	3,500頭
県北区域	500頭
合計	4,000頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県央・県南区域	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。 	受託者と調整の上決定する。
県北区域	<ul style="list-style-type: none"> ・わな猟（くくりわな及び箱わなを想定）及び銃猟（巻狩り等を想定） ・銃猟においては、非鉛製銃弾の使用に限る（止め刺し等、半矢になった個体を猛禽類が摂取する可能性がない場合はこの限りではない。）。 	受託者と調整の上決定する。

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔で記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合には、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載するにとどめるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟（誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等）、わな猟（くくりわな、箱わな、囲いわな等）、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者がライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下の手順で進めるものとする。

ア 関係者等との調整

関係市町村、関係者等との調整を行い、合意形成を図る。

イ 捕獲等の実施

本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等に捕獲業務を委託し捕獲を実施する。

ウ 安全管理

受託者は、捕獲従事者への安全教育・訓練を行い、安全管理体制を構築する。

巻き狩りを実施する際は事前に地域住民等に周知し、捕獲の際は、監視員を配置するなど事故等の防止を図る。

エ 捕獲した個体の回収・処分方法

捕獲した個体は埋設するか、搬出して適切に処分する。

オ 錯誤捕獲の場合の対応

イノシシ以外の獣が捕獲された場合は原則放獣とし、錯誤捕獲の状況を記録する。

カ 捕獲情報の収集及び評価

受託者から捕獲数、場所、性別、捕獲個体サイズ、捕獲作業量等の情報を収集し、事業評価を行い、必要に応じて評価を踏まえた実施計画の見直しを行う。

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法（廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨）、錯誤捕獲への対応方針（わな猟・網猟の場合）、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 宮城県
【実施方法】 委託
【委託の範囲】 指定管理鳥獣の捕獲
【想定される委託先】 認定鳥獣捕獲等事業者等，鳥獣の捕獲等に必要な安全管理体制や技能及び知識を有し，適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者とする。

(注) 事業の実施主体として，都道府県名又は国の機関名を記載する。さらに，指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し，委託する場合は，委託の範囲と，想定される委託先（認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等）があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や，大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し，又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・ 巻き狩りを実施する際は，防災行政無線での放送等，地域住民や関係者に対し，十分な周知を図る。・ わな本体及び周辺の見やすい場所に標識，注意看板の掲示を行う。・ 猟犬は捕獲作業時以外は常に繋留するとともに，捕獲作業に際しては，巻き狩り責任者の管理監督の下，現場における安全を十分確認し，人の身体・生命・財産に危害を与える恐れのない場合以外は繋留を解かないこと。
--

(注) 住民の安全の確保のために必要な事項として，想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

<ul style="list-style-type: none">・ 墓地や社寺境内など人の出入りの多い場所には，わなの設置を控える。・ 止めさしで銃器を使用する際は，発砲回数を最小限にし，静穏の保持に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

<ul style="list-style-type: none">・ 連絡用無線機は適切な機器を選定するとともに，使用に当たっては電波法令を遵守し，適切な使用に努めることとする。・ ツキノワグマの錯誤捕獲を未然防止するため，「輪の直径が12cmを超えるくくりわな」及び「締め付け防止金具がないくくりわな」は使用しない。また，箱わ
--

なを使用する際は上部脱出口(30cm×30cm以上)が備えてあるものに限る。

- ・ くくりわなを設置した付近でツキノワグマの生息が確認された場合は、くくりわなを移動する、あるいは設置を中止する。

(2) 事業において配慮すべき事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、森林法、自然公園法、また事業管理に当たって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、電波法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守する。

また、野生イノシシの豚熱感染確認地点から半径10km圏内で捕獲を行う際は、資器材の消毒等、防疫措置に努めることとする。

(3) 地域社会への配慮

事業の効果、評価を関係者等に広く周知するとともに、当事業を通じて、鳥獣管理の必要性について普及啓発する。

実施区域位置図

